

鈴鹿市在住の**70**歳以上の方対象

後付け**安全運転支援装置** (ペダル踏み間違い急発進抑制装置)

設置費補助金スタート

令和2年8月1日受付開始／令和3年3月31日まで
※予算がなくなり次第終了



踏み間違い!

ヒヤッとしたことは
ありませんか？

アクセルとブレーキの踏み間違いは、大きな事故につながります。交通事故を未然に防ぐため、市では、安全運転支援装置の取付けに要した費用の一部を補助します。

補助額

設置・購入代金の1/2

上限額	障害物検知センサー付き	2万円
	障害物検知センサーなし	1万円

令和2年4月1日以降に取り付けた装置が対象です

お問い合わせ先

詳しくは裏面をご覧ください

鈴鹿市交通防犯課 交通安全・防犯G
電話 059-382-9022

補助対象者

- 市内に住民登録があり、令和3年3月31日現在で70歳以上の方
- 有効期限内の自動車運転免許証を保有している方
- 市税を滞納していない方

補助対象自動車

- 車検を受けている自家用車（事業用車は対象外）
- 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」の欄が申請者の氏名であるもの

補助対象装置

主な安全運転支援装置

※令和2年7月1日現在

※今後、新たに認定される装置が増えることが予想されます

装置名	備考
踏み間違い加速抑制システム（トヨタ自動車株式会社）	障害物検知機能付き
ペダル踏み間違い時加速抑制装置「つくつく防止」（ダイハツ工業株式会社）	
踏み間違い加速抑制装置（株式会社ホンダアクセス）	
ペダルの見張り番Ⅱ（株式会社データシステム）	障害物検知
S-DRIVE 誤発進防止システム2（株式会社サン自動車工業）	機能なし

申請書類

以下の書類を交通防犯課窓口へ提出してください

- 1 補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 2 自動車検査証の写し
- 3 自動車運転免許証の写し
- 4 購入及び設置に要する費用の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書等）
- 5 後付け安全運転支援装置設置販売証明書（様式第2号）
- 6 市税の完納を証する納税証明書（完納証明）（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- 7 その他必要な書類

申請期限

装置設置日から3か月以内または設置日の属する年度の末日のいずれか早い日
※令和2年4月1日から令和2年7月31日までの間に設置した方は、令和2年10月30日が申請期限となります。

補助金交付までの流れ

